

生活保護制度の抜本改革とセーフティネットの課題

北星学園大学 木下武徳

はじめに

この春に生活保護基準を引き下げる国の予算が成立した。6月4日には衆議院にて生活保護法改正法、生活困窮者自立支援法が可決され、今国会で成立する見通しとなった。2000年の社会福祉基礎構造改革以来、生活保護制度の「見直し」が叫ばれてきたが、この改革はこれまでで最も大きな改革である。そこで、2013年の生活保護制度改革の内容をみたくて、この改革の前進点と問題点を検討し、貧困・生活困窮者支援の今後の課題について考えてみたい。

1. 2013年の生活保護制度改革

2013年の生活保護制度改革は以下のような内容である。第一の改革は、生活扶助基準の引き下げである。生活保護基準部会の議論を経て、年齢・世帯人数・地域差を踏まえて90億円削減するのに加え、全く検討されなかったが、物価の影響を踏まえ580億円が削減されることになった。

第二は、生活保護法改正法で、①保護申請時の書類提出の義務化、②扶養義務調査の徹底、③就労収入の一部を積み立て保護廃止時に一時金を支給する「就労自立支援給付金」創設、④勤労控除の拡大、⑤積極的に就労活動をする者に原則6ヶ月間5000円を給付する「就労活動促進費」創設、⑥受給者に健康管理・家計管理を要請、⑦不正受給対策のために、福祉事務所の調査権限の拡大、罰金を30万円から100万円に引き上げ、⑧後発医薬品の原則使用等が規定されている。

第三は、生活困窮者自立支援法である。まず「必須事業」として、①福祉事務所設置自治体は生活困窮者の相談支援や、「中間的就労」などの「就労訓練事業」のあっせんをする「自立相談支援事業」を実施し、②離職で住宅を失った生活困窮者等に「住居確保給付金」を支給する。

次に「任意事業」として、③日常生活自立、社会生活自立段階から就労訓練を実施する「就労準備支援事業」、④住居のない生活困窮者に一定期間宿泊場所や衣食の提供等をする「一時生活支援事業」、⑤家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等をする「家計相談支援事業」、⑥生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」等が規定されている。

2. 生存権保障の観点からみた前進点と問題点

上記の改革内容を見ても、これまでにない大きな制度改革が予定されていることが分か

る。生活保護法改正法は、勤労控除の拡大や就労活動促進費、就労自立支援給付金は就労活動の努力がある程度報われるよう設計された。また、生活困窮者自立支援法は、これまでほぼ生活保護制度以外に支援策がなかったところに、分野を問わない総合的な相談支援、中間的就労など対象者に合わせた多様な就労支援の仕組みができて支援の幅が広がる。また、生活困窮者支援をする民間団体は脆弱な団体が多かったが、行政から委託を受けて組織基盤を強化できるだろう。

一方、次のような問題がある。第一に、生活保護基準の引き下げである。国の部会で検討されず妥当性にも疑義のある物価水準の影響を根拠に大幅に保護基準を引き下げる。子どもの貧困対策が必要としながら、子どものいる世帯の保護基準を大幅に引き下げる。保護基準の引き下げで、就学援助や介護保険料、保育料等国民生活の多方面で低所得者支援策が後退する。

第二に、生活保護の利用をより困難にする。保護基準額が下げれば生活保護利用者は減る。申請書・各種証明書類が要件となり、扶養義務調査が強化されれば、保護申請のハードルが大きく上がる。生活困窮者相談支援事業は、ホームレス自立支援法と同様、保護申請を拒否する手段として使う自治体も出てくる。

第三に、不正受給対策が強化され、生活保護利用者・申請者全体が不正受給者扱いされ、スティグマを強め、生活保護の利用を忌避させる。例えば、2012年秋に高齢で介護が必要な母親とその娘が生活困窮に悲観して、二人が練炭自殺を図った事件の判決があった。2012年の生活保護バッシングの強まるなか、娘は生活保護の申請を断念したという（北海道新聞 2013年5月17日）。生活保護利用者を不正受給者と疑うような対応は生活困窮者の生命を奪っている現実を受け止める必要がある。

第四に、自治体の負担軽減も目的とされており、生活保護利用者や生活困窮者の支援も、福祉事務所から民間任せにして、貧困対策についての公的責任が大きく後退する懸念がある。

3. 生存権を保障するために

上記のような問題解決にどう取り組むべきか。それには上記のような法律上の問題を克服することに加えて、一つをあげるとすれば、地域レベルで生活困窮者の支援を具体的に実践していくことである。中間的就労や子どもの貧困対策などを積極的に行っている釧路市では、NPOや福祉事務所が生活保護利用者への支援に積極的に取り組んだことで、生活保護に対する説明責任をしっかりと果たせるようになり、生活保護へのいわれなき苦情や中傷が減ったと聞く。対象が多分野にまたがる生活困窮者への本格的な支援策は始まったばかりであり、いまま各地域で新しい発想で実験、試行錯誤しながら創造的な実践に取り組まれている。この秋に札幌の北星学園大学で開催される第61回秋季大会テーマは「貧困と社会福祉―貧困問題への創造的実践を考える―」である。今回の生活保護等に関する法改正の動きを踏まえて、各地域でどのようにこれらの問題に取り組んでいくのか、考えるきっかけにしたい。